

(案)

共に生き、支え合いを育む “明石ほっとプラン”

明石市第5次地域福祉計画

計画期間：2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）



2026年（令和8）3月予定

明石市

目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1 本市の状況	7
2 市民の意識	12
3 明石市第4次地域福祉計画の成果と課題	20
第3章 めざす方向	22
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策体系	24
4 圏域の考え方	25
第4章 施策展開	26
基本目標1 笑顔があふれ安心できる地域づくりの推進	26
基本目標2 みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進	36
基本目標3 地域共生社会を支える包括的な体制の強化	41
第5章 重点的な取組	49
第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり	51
1 推進体制の構築	51
2 計画の進捗状況に係る評価と見直し	51
参考資料	52
1 計画策定の体制と経過	52
2 用語説明	56

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

また、令和4年（2022年）3月に明石市第4次地域福祉計画（2022年度～2025年度）を策定し、「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を基本理念として掲げ、(1)助け合う・支え合う意識の向上、(2)多様な交流の場・居場所づくり、(3)地域における見守りと相談・支援体制の充実、(4)地域共生社会に向けた包括的な支援の推進を基本目標として、担い手の発掘と育成、みんなの居場所づくりの充実、地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実、認知症の人と家族への支援の充実を重点施策と位置づけ、取組を進めてきました。

一方、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化はさらに早く、認知症、ひきこもりなど、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、適切な支援を行えるよう、重層的支援体制の強化が求められています。また、地域活動の担い手不足が深刻化しており、担い手の確保・育成に加え、担い手同士がつながるためのしくみづくりも求められています。

令和7年度（2025年度）をもって明石市第4次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、市民のみなさんとともに、みんなの笑顔があふれるまちづくりを進めるにあたり、福祉施策の方向性等を示す第5次地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

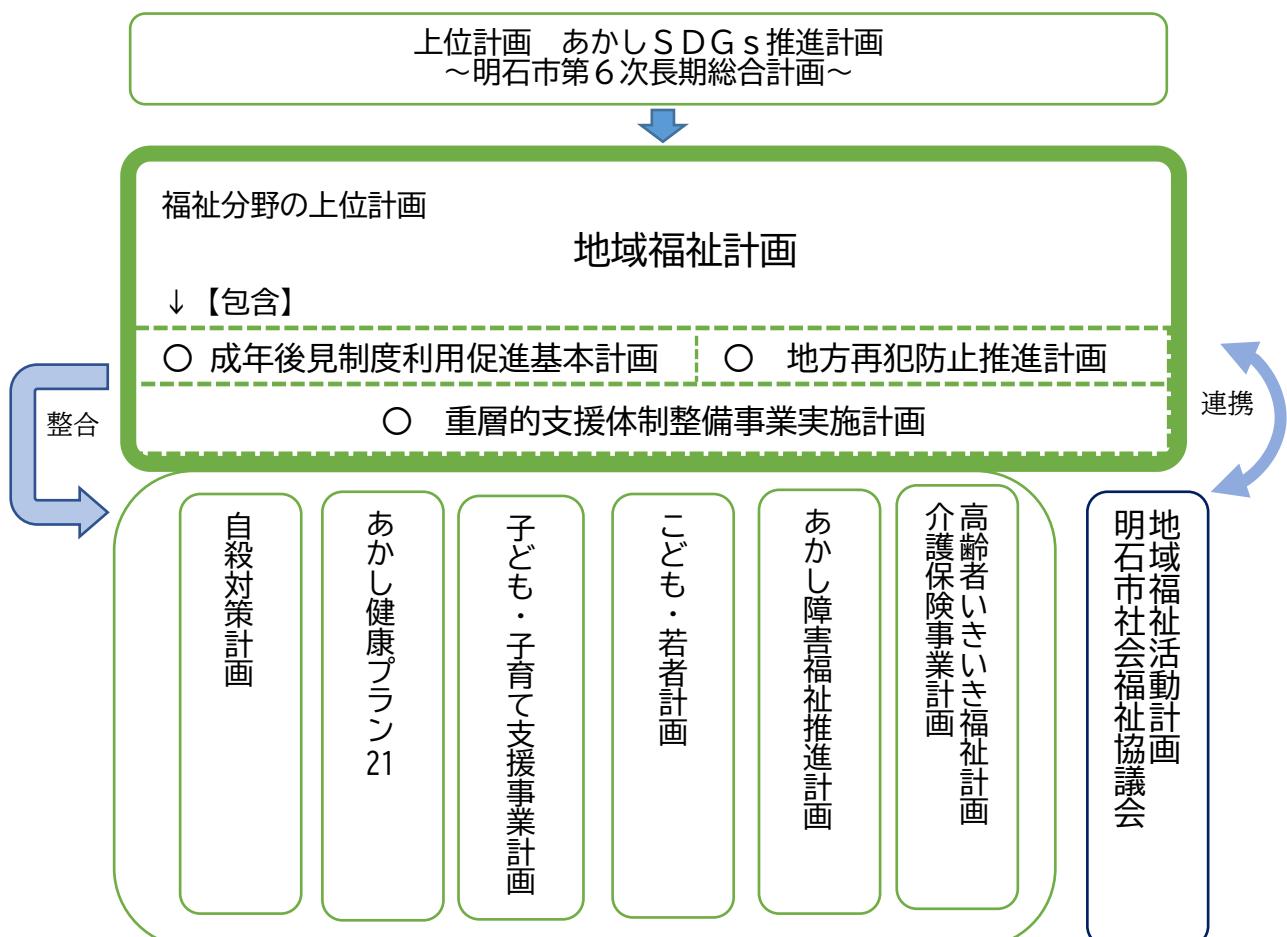
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

(2) 関係計画等との関係

本計画は、あかしSDGs推進計画及びあかしSDGs後期戦略計画（令和7年度策定予定）が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」及び社会福祉法第106条の5に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

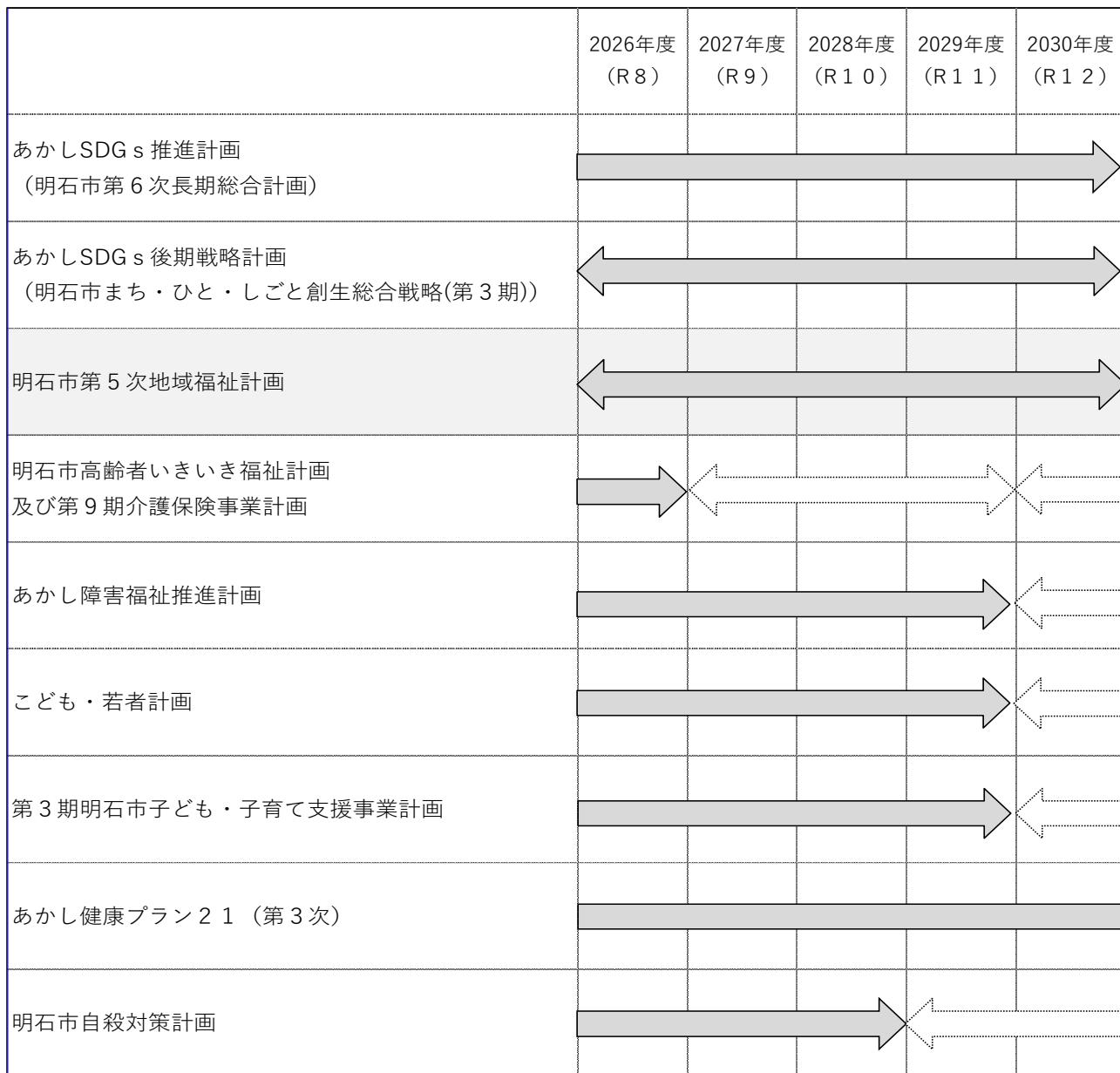
加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第4次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

【地域福祉計画と関連する計画の計画期間】



4 策定体制

本計画は、福祉分野の上位計画として、関連する個別計画との連携や調整を図るため、福祉局、こども局、市民生活局等の府内関係部署及び明石市社会福祉協議会で構成する地域福祉計画推進会議において、施策の取組状況や成果について確認するとともに、計画素案から計画案までの策定について意見調整を行いました。

計画素案や計画案については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石

市社会福祉審議会において計画の内容等について諮詢しました。

また、地域の現状や地域福祉に関する課題を把握するため、福祉関係者や地域福祉の推進人材等を対象にアンケートやヒアリング調査、市民との対話を図るためのワークショップを実施し、計画素案について、市民からの意見を幅広く募集するため、パブリックコメントを実施し意見の把握に努めました。

5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、令和2年（2020年）7月17日に国（内閣府）から県内初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）に基づき、まちづくりの戦略を定めた中期計画であるあかしSDGs後期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとにSDGsの主なゴールを定め、施策の展開に取り組みます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

【SDGs 17の目標】

 1 貧困をなくそう	貧困をなくそう	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	 8 働きがいも経済成長も	働きがいも経済成長も	 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう	 15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさも守ろう
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	 10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう	 16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に

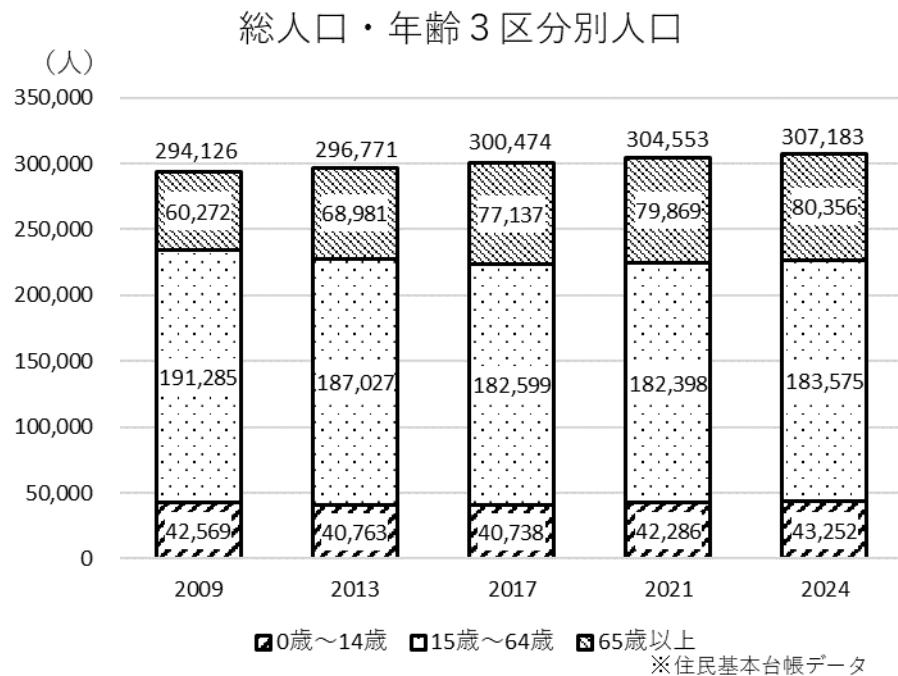
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 	<p>つくる責任 つかう責任</p>		

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 本市の状況

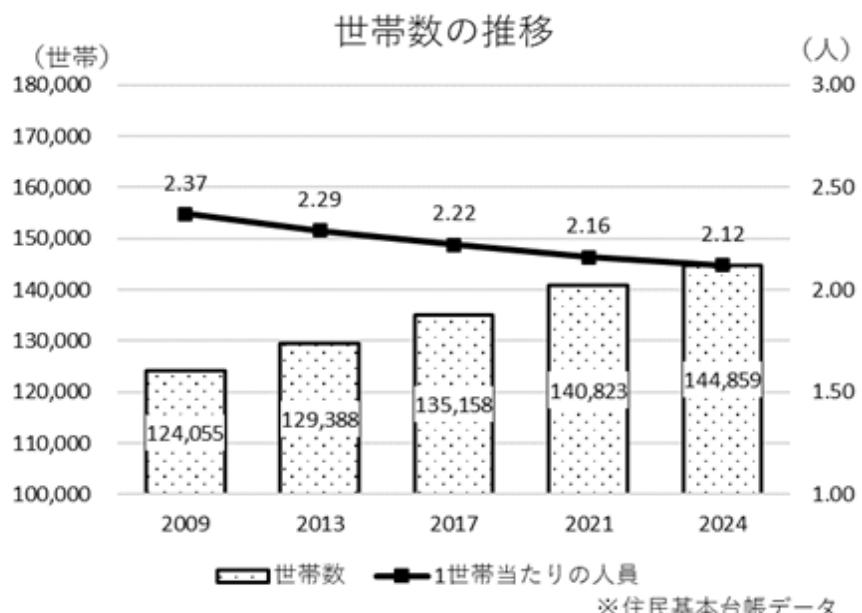
(1) 人口

総人口は、平成 25 年（2013 年）から増加しており、令和 6 年（2024 年）10 月 1 日現在で、307,183 人です。年齢区分別に見ると、老人人口（65 歳以上）が徐々に増加しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



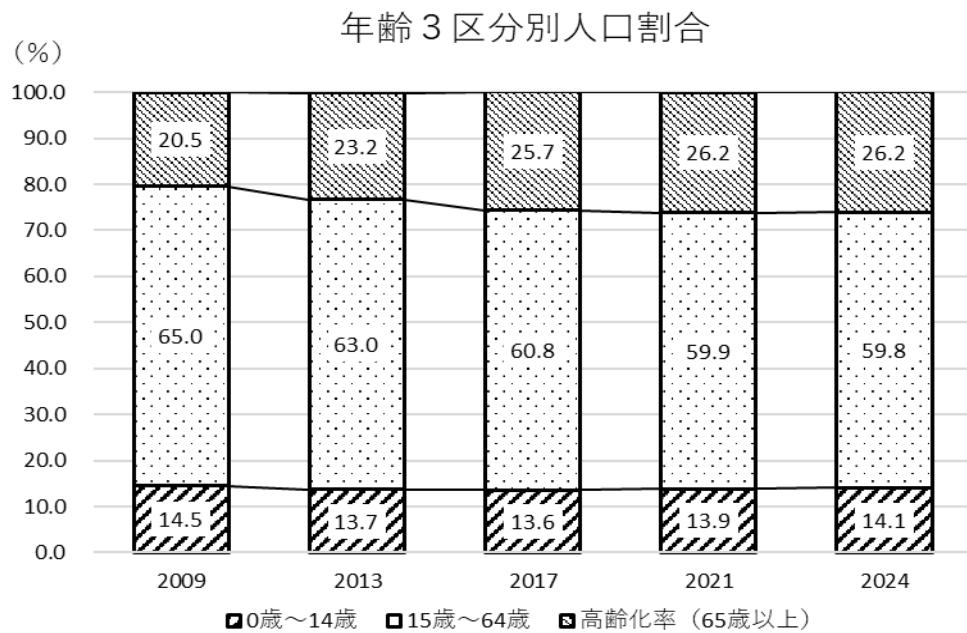
(2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、1 世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



(3) 高齢化率

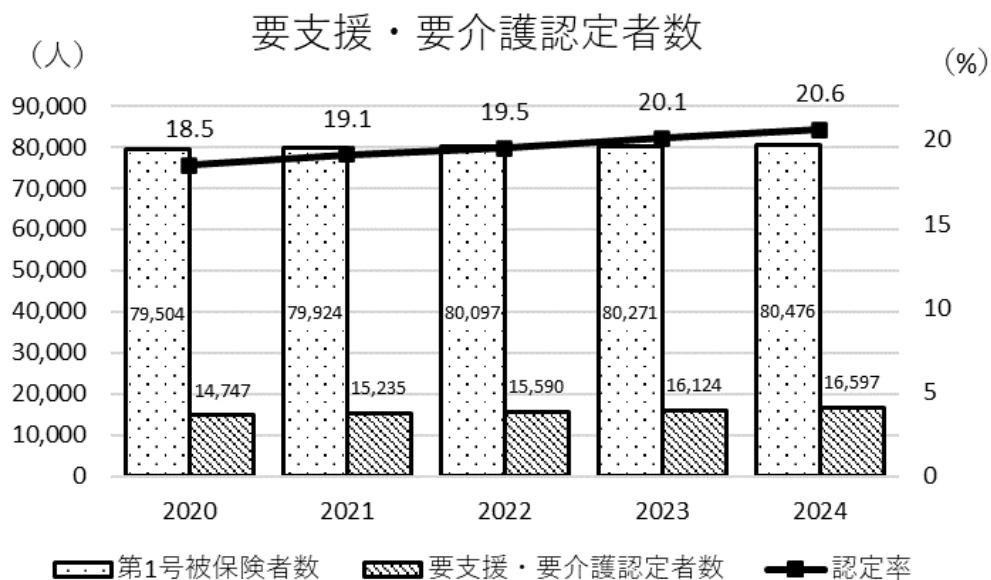
高齢者人口については増加傾向にあり、令和6年（2024年）では80,356人と、令和3年（2021年）の79,869人から487人増加していますが、高齢者以外の人口も増加傾向にあるため、高齢化率は横ばい傾向となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和6年（2024年）で15.3%となっています。



(4) 要支援・要介護認定者数

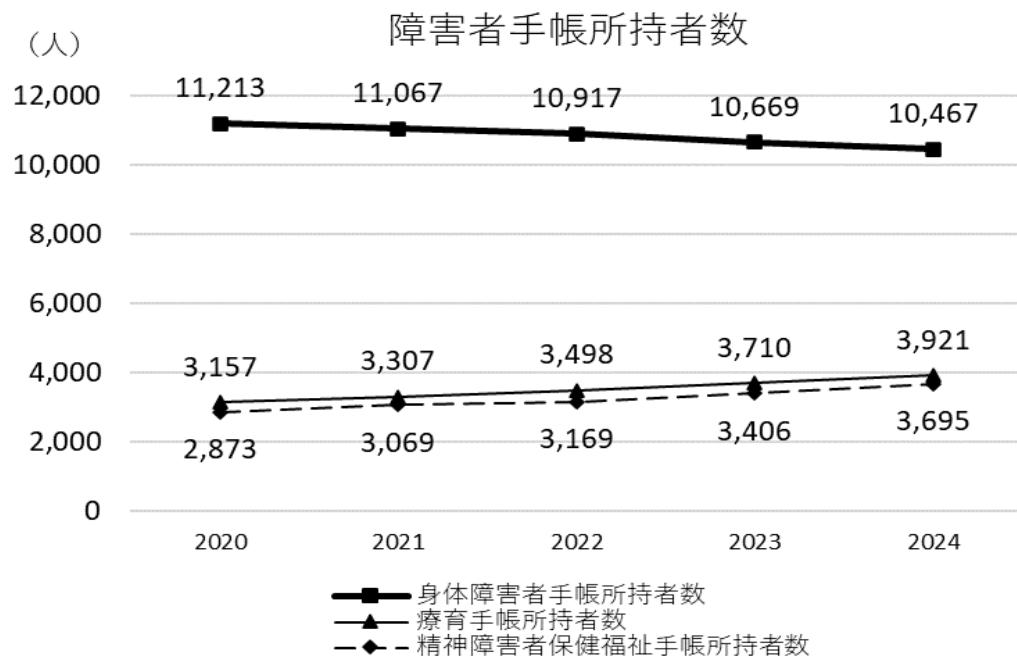
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6年（2024年）では16,597人と、令和2年（2020年）の14,747人から1,850人増加しています。

認定率も上昇傾向で推移し、令和6年（2024年）では20.6%となっています。



(5) 障害者手帳所持者

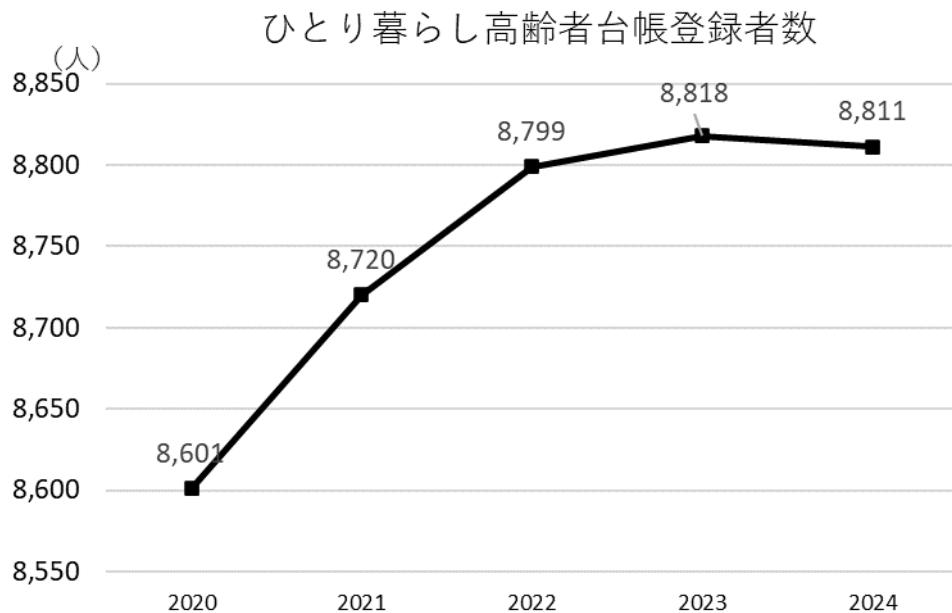
障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



(6) 台帳登録者数

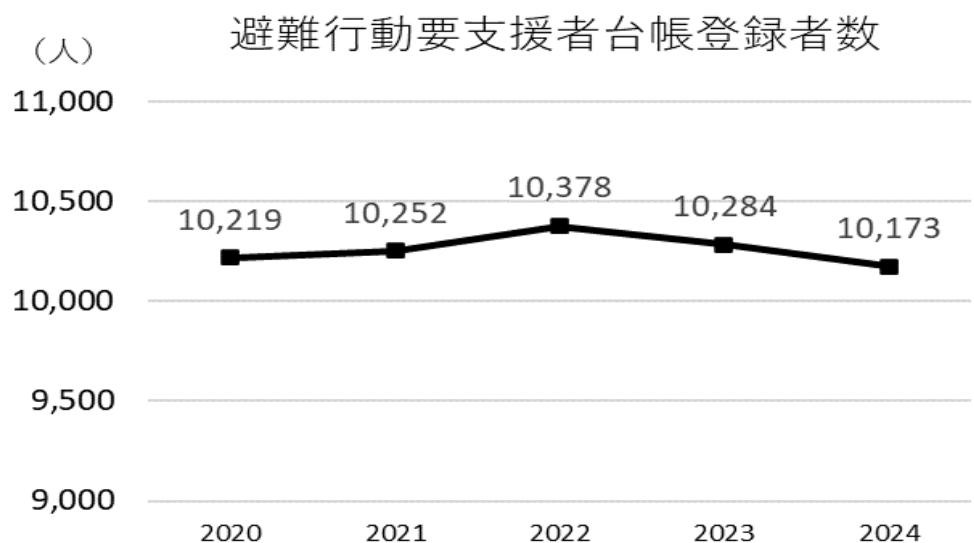
・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、令和4年（2022年）以降、横ばい傾向にあります。



・避難行動要支援者台帳

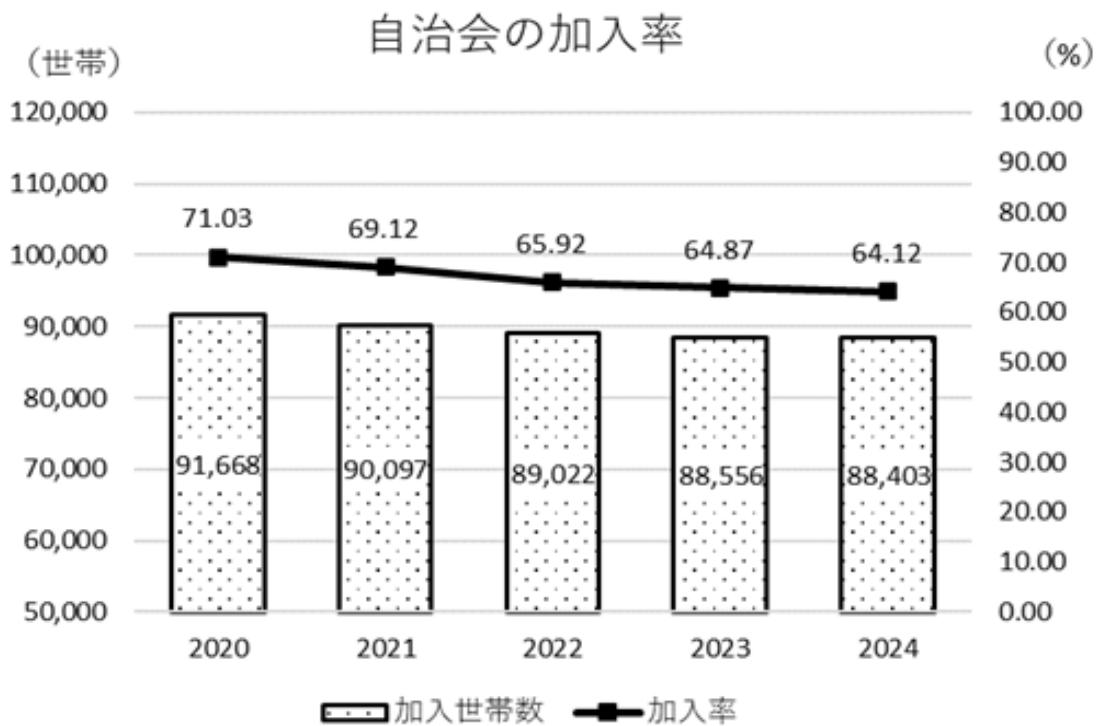
避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、令和4年（2022年）以降、減少傾向にあります。



（7）自治会の加入率

自治会加入世帯数の推移をみると、微減傾向にあります。

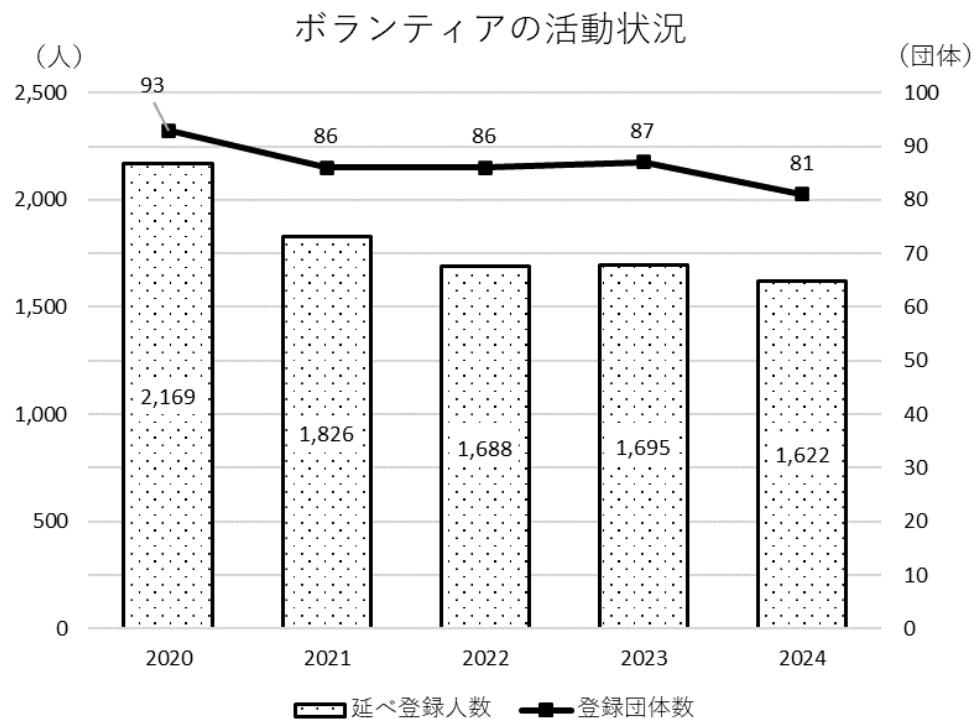
自治会加入率も下降傾向で推移しています。



(8) ボランティアの活動状況

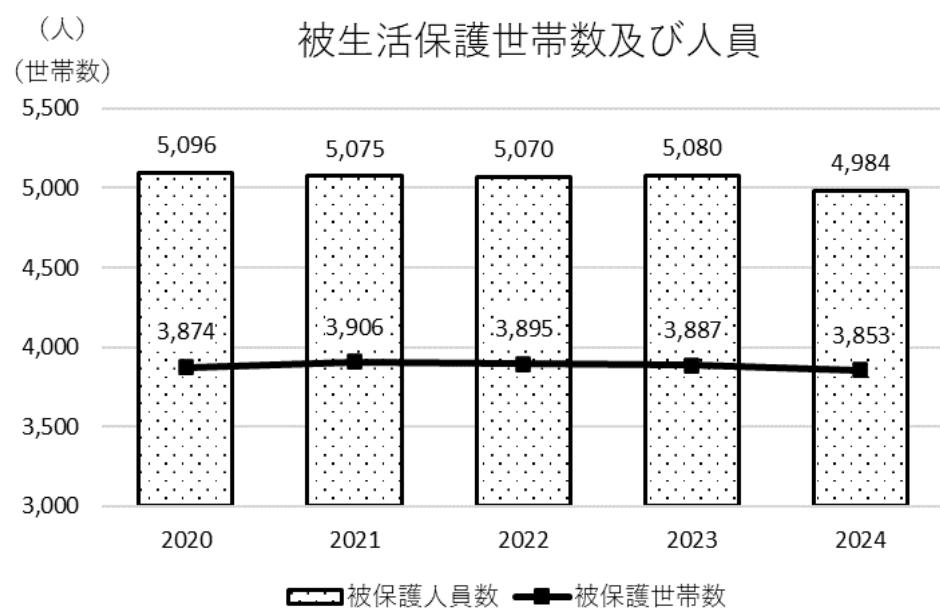
明石市社会福祉協議会のボランティアセンターにおけるボランティア登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。

ボランティアの延登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



2 市民の意識

(1) まちづくり市民意識調査結果（概要）

調査期間	令和6年（2024年）12月12日～令和7年（2025年）1月17日
調査対象	18歳以上の市民5,000人（住民基本台帳から単純無作為抽出）
調査方法	郵送・インターネット調査
回収状況	回答者数2,847件（回収率56.9%）

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、『ここ数年、良くなった分野』で「地域福祉の推進」と回答した人（全市民対象）の割合が12.8%で、31項目中3位となっており、令和元年度（2019年度）の調査では5位であったため、良くなっていると感じている人が多くなっています。

なお、5年以内の転入者を対象とした調査でも、7位から4位に順位が上がっており、転入者の地域福祉の推進に対する満足度が高まっている状況であると考えられます。

【地域福祉活動に関する調査結果】

○支援が必要な高齢者や障害者などを地域で支え合う地域福祉活動が推進していると感じるか

「やや感じる」と答えた割合が約4割で、「とても感じる」とあわせると約5割となった。

○普段の生活で何か困ったことがあったとき、相談できる人が地域にいるか

「いる」と答えた割合が約5割、「いない」と答えた割合が約4割となった。

○理想の子どもの数が、結果的に持てないことがあるとしたら、その原因は何である可能性が高いか

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」がもっとも多く67.8%、次に「出産・育児等に對して、職場の理解や協力が得にくい」が23.3%、「保育サービスなどの社会的支援が不十分」が21.9%であった。

○明石市で子育てをして、良かったと思う施策は何か

「高校生世代までの子ども医療費無料化」が最も多く75.3%、次に「中学校給食の無償化」が46.9%、「第2子以降の保育料の完全無料化」が34.2%であった。

○この1年程度の間、生涯学習活動をしたか

「まったくしていない」と「あまりしていない」の合計が約8割であった。

○この1年程度の間に、地域のまちづくり活動（自治会活動やボランティア活動など）に参加したか

「よく参加した」「ときどき参加した」の合計が19.0%となり、「まったく参加していない」「あまり参加していない」の合計が79.1%であった。

○地震や風水害などの災害に備えて、行っている対策は

「非常食、飲料水を蓄えている」が最も多く57.8%、次に「災害時の避難場所を決めている」が34.2%であった。

○市の取組や計画に関する情報を主に何から得ているか

「市の広報紙（広報あかし）」が最も多く70.8%、次に「市のパンフレットやチラシ」が27.6%、「新聞やテレビ、ラジオのニュース」が24.9%であった。

○市が月に2回発行している広報紙「広報あかし」をどの程度見ているか

「ほぼ毎回、ほぼすべての内容を読む」「ほぼ毎回、興味のある部分だけを読む」の合計が約6割であった。

(2) 明石市第5次地域福祉計画策定に係る調査結果

①アンケート調査結果（概要）

調査期間	令和7年（2025年）5月1日～5月31日
調査対象	地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、ボランティアサポーター協議会
調査方法	対象団体の会議等に出向き、構成員への調査協力を依頼。回答は調査票の郵送及びオンラインを併用。
回収状況	回答者数381件

○年齢構成について

70代が184名(48.3%)と最も多く、次いで60代の102名(26.8%)、50代の38名(10.0%)となっています。

○現在、行っている地域活動について

最も多かったのは「高齢の方に対する活動（集いの場、見守り訪問、電話等での確認等）」の179名(31.0%)で、次いで「自治会・町内会活動」の177名(29.6%)、「地域で実施されるイベント等への協力」の163名(28.2%)となっています。

○関心が高いボランティア活動について

最も多かったのは「居場所、見守りなど身近な地域活動に関する活動」の 183 名 (48.0%) で、次いで「保険、医療、福祉の増進を図る活動（高齢、障がい、子どもの健全育成、困窮等）」の 66 名 (17.3%)、「災害時に関する活動」の 61 名 (16.0%) となっています。

○「地域」という言葉で思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の 157 名 (45.2%) で、次いで「小学校区」の 116 名 (33.4%) となっています。

○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の 180 名 (50.4%) で、次いで「顔を合わせたらあいさつ程度する」の 105 名 (29.4%) となっています。

○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話しができる」の 165 名 (46.1%) で、次いで「困りごと等を助け合える」の 140 名 (39.1%) となっています。

○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の 238 名 (27.3%) で、次いで「地域のお役に立てる」の 153 名 (17.7%)、「友達、仲間づくりができる」の 120 名 (13.9%)、「活動が楽しい」の 119 名 (13.8%) となっています。

○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の 154 名 (44.6%) で、次いで「まあまあ充実している」の 145 名 (42.0%) となっています。

○地域活動で必要と思う取組について

最も多かったのは「気軽に活動に参加できる」の 175 名 (54.7%) で、次いで「活動者同士の交流・つながり」の 47 名 (14.7%) となっています。

○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「若い世代が活動に参加できる機会づくり」の 144 名 (44.9%) で、次いで「身近な場所で集え、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の 61 名 (19.0%) となっています。

○ここ5年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取組に対する評価について

「みんなで支える子育て支援の推進」「みんなの居場所づくりや社会参加の充実」「認知症の人と家族への支援の充実」「助け合う・支え合う意識を高める機会の充実」「防犯・

「防災活動の推進」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多くなっています。

一方、「新たな活動の参加と育成」「権利擁護の取り組みの推進」「更生支援及び再犯防止の取り組みの推進」「困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策」「相談・支援体制の充実」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多くなっています。

○地域福祉活動を進める中で負担に感じることについて

最も多かったのは「同じメンバーでの活動が多い」の 145 名 (48.2%) で、次いで「負担は感じない」の 43 名 (14.3%)、「打合せ、会議等が多い」の 41 名 (13.6%) となって います。

主な意見（自由記載）として、下記の4つのカテゴリに分けることができる。

カテゴリ	主な意見
地域福祉のあり方について	<ul style="list-style-type: none">・各地域に集える場を作る取組が必要である。・高齢者を元気にさせる取組が必要である。・障害者アートを、健常者も大人も子どもも一緒に楽しむワークショップを地元で開催したい。・地域の人が気軽に話ができる居場所を作り、いつでも話ができるようにしたい。
人材育成、若い世代について	<ul style="list-style-type: none">・若い人が参加できる機会を地域で考えていきたい。・若い世代がボランティア活動に気軽に参加し、助け合える地域になれば良いと思う。
自治会・町内会について	<ul style="list-style-type: none">・自治会組織への加入者減少、子ども会の解散、高年クラブの会員減少、P T A組織の解散等、従来の組織のあり方ではやつていけない時期にきている。・自治会役員や民生委員・児童委員等、引き受けてくれる人が少なく、人選に困っている。
明石市の施策について	<ul style="list-style-type: none">・介護保険や認知症に対する施策はずいぶん浸透したと思う。・地域の行事や集まりに新しいメンバーが増えない。・情報を本当に必要としている人に届ける工夫を考えいくことが必要である。

②ヒアリング調査結果（概要）

調査期間	令和7年（2025年）5月20日～7月15日
調査対象	ボランティアグループ、NPO法人、福祉事業所等（32か所）
調査方法	各団体構成員への調査協力を依頼。回答は明石市社会福祉協議会の職員が訪問し、口頭で質問した。

主な意見として、下記の5つのカテゴリに分けることができる。

カテゴリ	主な意見
担い手の確保と活動の継続性に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の確保と高齢化 <p>活動の担い手が減少、高齢化が進んでいる。後任が見つからず、活動が危ぶまれている。特に、自治会や高年クラブの会員減少が顕著である。</p> ○若い世代の参加促進 <p>若い世代は仕事や育児で継続的な参加が難しく、SNS等を活用した気軽に参加できる仕組みづくりが求められている。</p> ○ボランティア活動のあり方 <p>多様なボランティアの在り方の検討や活動に対する評価・表彰制度が必要である。生きがいややりがいにつながることが重視されている。</p>
地域コミュニティの課題と多世代交流に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係の希薄化と孤立 <p>隣近所の関係が薄れ、地域住民のつながりが弱くなっている。一人暮らしの高齢者や転入者が地域に馴染みにくい状況である。</p> ○多世代の交流の場の必要性 <p>多世代が気軽に交流できる居場所や集いの場が求められている。地域によっては、こども食堂などが成功事例としてあげられる。</p> ○多様なニーズへの対応 <p>人付き合いを好まない人、障害や病気で外出が難しい人等、多様な住民が社会参加できるような、画一的ではないきめ細やかな場の提供が必要である。</p>
相談支援体制と情報提供に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知不足 <p>住民が必要な福祉情報を得られない「情報格差」があり、相談先がわからないと感じる人が多い。</p> ○専門職間の連携不足 <p>相談機関や専門職同士の連携が不十分である。互いの役割や業務範囲を理解し、他機関が連携してケース検討を行う場が求</p>

	<p>められている。</p> <p>○情報発信方法の工夫</p> <p>紙ベースの情報が届きにくくなっている。SNS等の現代の生活様式に合わせた情報発信が必要とされている。</p>
<p>障害・当事者に対する理解に関する意見</p>	<p>○当事者の声の反映</p> <p>より多様な障害当事者の声を拾い上げる仕組みが必要である。</p> <p>○社会的な理解の不足</p> <p>障害者に対する地域の理解は不十分であり、福祉学習の機会を増やすべきである。</p> <p>○コミュニケーションの課題</p> <p>聴覚障害者にとって、音声ツールは不便であり、相談窓口や行政サービスにおいて、手話等で対応できる整備が求められている。</p>
<p>行政・明石市社会福祉協議会への要望</p>	<p>○積極的な役割</p> <p>明石市社会福祉協議会は「市の出先機関」という受け身のイメージが強く、自ら課題を発掘し、解決策を生み出す主体的な役割が期待されている。</p> <p>○連携と情報の共有</p> <p>行政、明石市社会福祉協議会、地域が連携し、地域の活動や課題を共有できるシステム構築が必要である。</p> <p>○活動の後押しと評価</p> <p>ボランティア活動や地道な地域活動を評価し、やりがいにつながる後押しを求められている。また、活動場所の確保も重要な要素である。</p>

③ワークショップ結果（概要）

開催日時	①令和7年（2025年）8月22日 13:30～15:35 ②令和7年（2025年）8月24日 13:30～15:35
開催場所	①明石市民会館会議室 第1・2会議室 ②あかし保健所 2階会議室
募集方法	市内在住で地域福祉に関心のある人及び市内において地域福祉活動を行っている人を対象に、広報あかし等を通じて募集した。
参加者	①22人（3～5人×6グループ） ②28人（3～5人×7グループ） 地域の偏りはなく、高校生・大学生から70歳以上の高齢者まで様々な世代が参加した。また、市内において地域福祉活動を行っている人の参加もあった。
開催趣旨	明石市及び明石市社会福祉協議会が次期計画（明石市第5次地域福祉計画、明石市第4次地域福祉活動計画）に位置付ける考え方・取組について参加者とイメージを共有し、リアルな地域の現状や課題について対話を行った。

主な意見として、下記の4つのカテゴリに分けることができる。

カテゴリ	主な意見
地域のつながりの希薄化と関係性の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○人々の関係性の変化 マンションでは隣人との関りが少なく、近隣に頼らず自己解決する傾向にある。コロナ禍を経て、つながりが希薄になったと感じている。 ○自治会・団体活動の弱体化 若い世代が自治会に参加しないことや自治会の後継者不足が課題である。 ○世代間交流の不足 高齢者と子ども・若者が一緒に集まれる場所が不足している。
活動を担う人材・担い手の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・活動者の不足 ボランティアの実人数が不足しており、後継者が見つからない。同じ人が複数の活動を担っているため、活動が固定化、高齢化している。 ○参加への心理的ハードル 「ボランティア」という言葉は、しんどい・大変というイメージにつながり、参加を難しくしている。若い世代は地域活動に参加するメリットを感じにくい。 ○関係機関の人材不足

	ヘルパーや介護事業所の人材不足、民生委員・児童委員の後任が不足している。
情報発信・広報の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○情報伝達手段のギャップ 若い世代はSNS等を活用している一方で、高齢者には情報が届きにくい等、世代間で情報交換方法にギャップが生じている。 ○計画の認知度不足 地域福祉計画の存在が知られていない。内容も受け入れやすい言葉で伝えるべきである。
居場所・支援体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○集いの場の不足 近隣に集える場所が少なく、活動できる場所が不足している。子どもや高齢者が一緒に利用できる場所が求められている。 ○相談窓口の不明瞭さ 相談場所がわからない。制度の狭間にある住民に支援が届きにくい。 ○生活支援の不足 買い物や通院等の生活上の困りごとがある。

3 明石市第4次地域福祉計画の成果と課題

明石市第4次地域福祉計画では、4つの基本目標を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

- コミュニティ・スクールをとおしての地域づくりを推進しました。また、コミュニティフォーラム等を開催し、取組状況についての情報発信を行いました。
- 若年層に対する人材育成の推進として、明石商業高等学校福祉科への入学生の確保に取り組んでいるところです。明石商業高等学校福祉科は2024年4月に開設され、生徒の皆さんには将来の福祉人材と期待されています。
- SNSの活用、あかし手話チャンネルの配信や民生委員・児童委員を通じての情報提供などに取り組んできました。様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するよう取り組むとともに、デジタルディバイドに配慮した取組を進めました。
- ボランティアセンターの機能を充実させ、ボランティア活動を支援する拠点として、ボランティアに関する様々な相談へ対応しました。

引き続き、効果的な情報発信やボランティア活動の支援、担い手の確保・育成に向けた取組等が求められるところです。

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

- こども食堂の活動支援や地域支え合いの家での交流促進等、みんなの居場所づくりの充実に取り組みました。
- 市内の事業者や市職員を対象にユニバーサルマナー研修を実施する等、障害者や高齢者に対しての配慮が必要なこと、対応方法について学ぶ機会を提供しました。
- すべての子どもと子育て家庭への支援を実現するため、こども家庭センター機能による母子保健・児童福祉の協働を深め、子育て世代に切れ目のない支援を提供しました。

今後、高齢者や子育て世帯等、孤立しやすい人々に配慮した、安心して過ごせる居場所と交流の場を確保するための取組が必要とされているところです。また、地域福祉施策とまちづくり施策との連携を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成に向けて取り組みを強化が求められているところです。

基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

- 市内6カ所に設置している地域総合支援センターでは、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の相談を受け、高齢者、障害者、生活困窮、子ども分野等、様々な関係機関と連携しながら継続的な支援につなげました。また、多機関協働事業でのアウトリーチ等の事例を支援するとともに、新規事例についても重層的支援会議を実施しました。
- 後見支援センターにおいては、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度の利用促進機能」「後見人への支援機能」に基づいて業務に一体的に取り組むことで、後見支援についての相談に対応しました。また、日常生活を営むことに支障があるが、申立人となるべき人がいない認知症高齢者等を対象に、成年後見市長申立の審判請求を行い、審判請求に係る費用の助成を行いました。
- 自治会・町内会等に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の作成促進、ひなんサポーター研修の実施等により、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組みました。

今後、多機関連携の取り組みなど、更なる重層的支援体制の推進に向けて取組が必要とされているところです。

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

- 自殺対策にかかる各関係機関との連携強化、自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、ゲートキーパーの養成、遺族等残された人への支援等、自殺対策の推進に取り組みました。また、ひきこもり相談支援の推進やヤングケアラーの支援について取り組みました。
- 明石市認知症あんしんまちづくり条例に基づき、地域理解と地域活動の促進を図るための「あかしオレンジサポーター制度」により、サポーターを養成しました。また、共生社会の実現を推進するため認知症基本法に示された「新しい認知症観」の普及啓発を目指し、認知症当事者の市の施策等への意見交換等を目的とする、オレンジピアサポーター会議を開催するなど、まちぐるみでの支援体制の構築に取り組みました。
- 更生支援及び再犯防止の取組を推進するため、更生支援コーディネート事業を実施する等、各関係機関からの相談を受け、罪に問われた人等の入口・出口支援を行いました。また、「社会を明るくする運動強化月間」である7月に、市民等の更生支援に関する理解が深まるよう、駅前市民ギャラリーでの啓発展示等の啓発活動に取り組みました。

複雑化・複合化した課題を抱えている人や制度の狭間で支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、更なる支援の推進が求められているところです。

第3章 めざす方向

1 基本理念

本市では、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）において、2030年のあるべき姿（目指すまちの姿）を、

「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指しています。

明石市第5次地域福祉計画は、あかしSDGs推進計画及びあかしSDGs後期戦略計画（令和7年度策定予定）が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第4次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく希望の持てる明るい未来につながるサステナブル（持続可能）なまちづくりに取り組みます。

「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ（誰一人取り残さない）なまちづくりに取り組みます。

「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていくよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

「みんなで」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 笑顔があふれ安心できる地域づくりの推進

子どもから高齢者までの様々な世代の人たちや障害のある方など、誰一人取り残さない社会が求められています。

だれもが住み慣れた地域で、いきいきと笑顔で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標2 みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化はさらに早くなっています。こうしたなか、互いにつながり支え合う取組が生まれやすいような地域づくりが求められています。

地域の担い手の確保・育成と支援を行うとともに、みんなが安心してつながる居場所づくりを目指します。

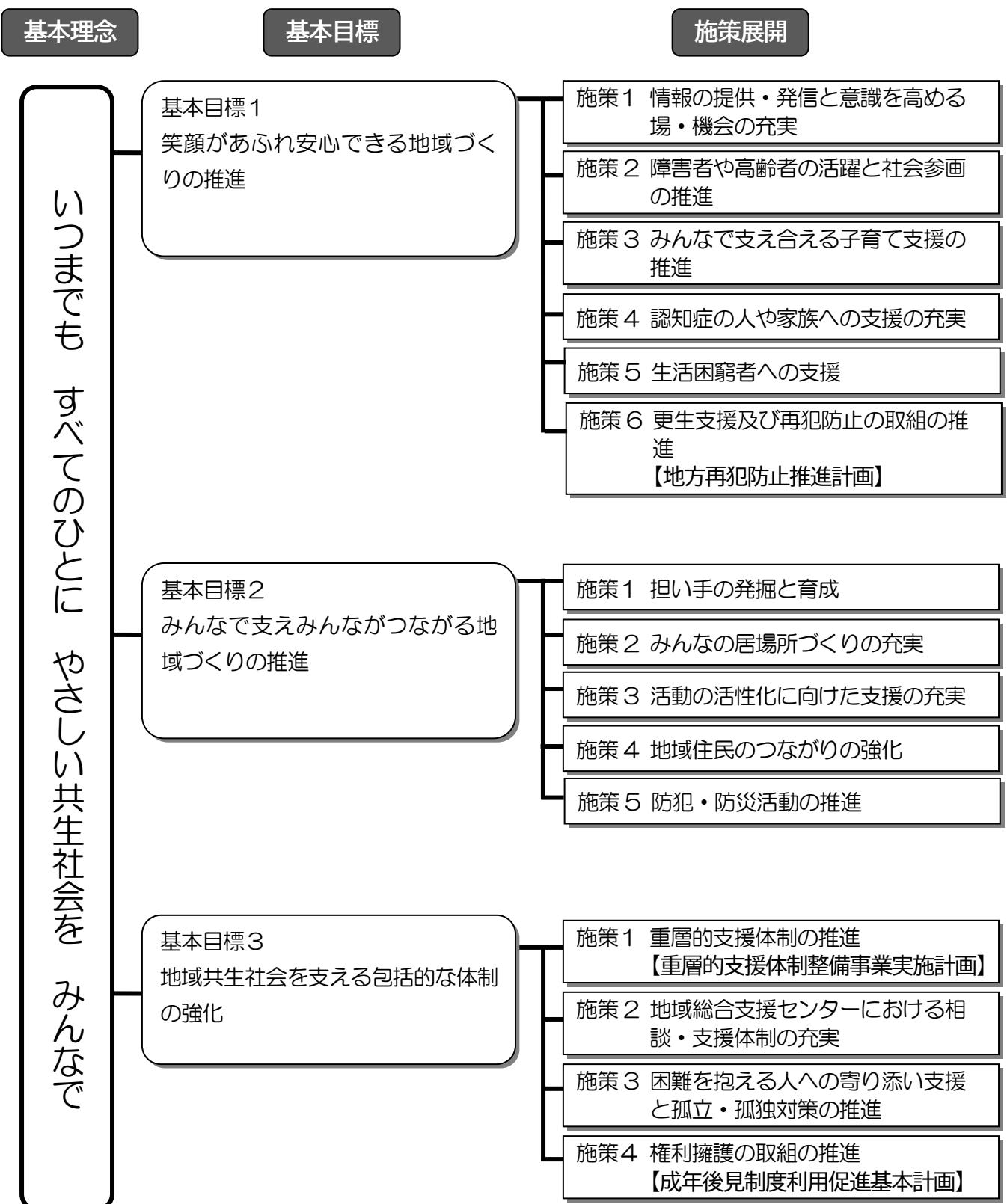
基本目標3 地域共生社会を支える包括的な体制の強化

ひきこもり状態にある人や 8050 問題など、一つの制度や支援では対応できない複雑化・複合化した課題が増加しています。

市や明石市社会福祉協議会、各分野の相談支援機関が連携し、多様化する地域課題に対し、適切な支援を行っていくため、重層的支援体制を強化します。

3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した3つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

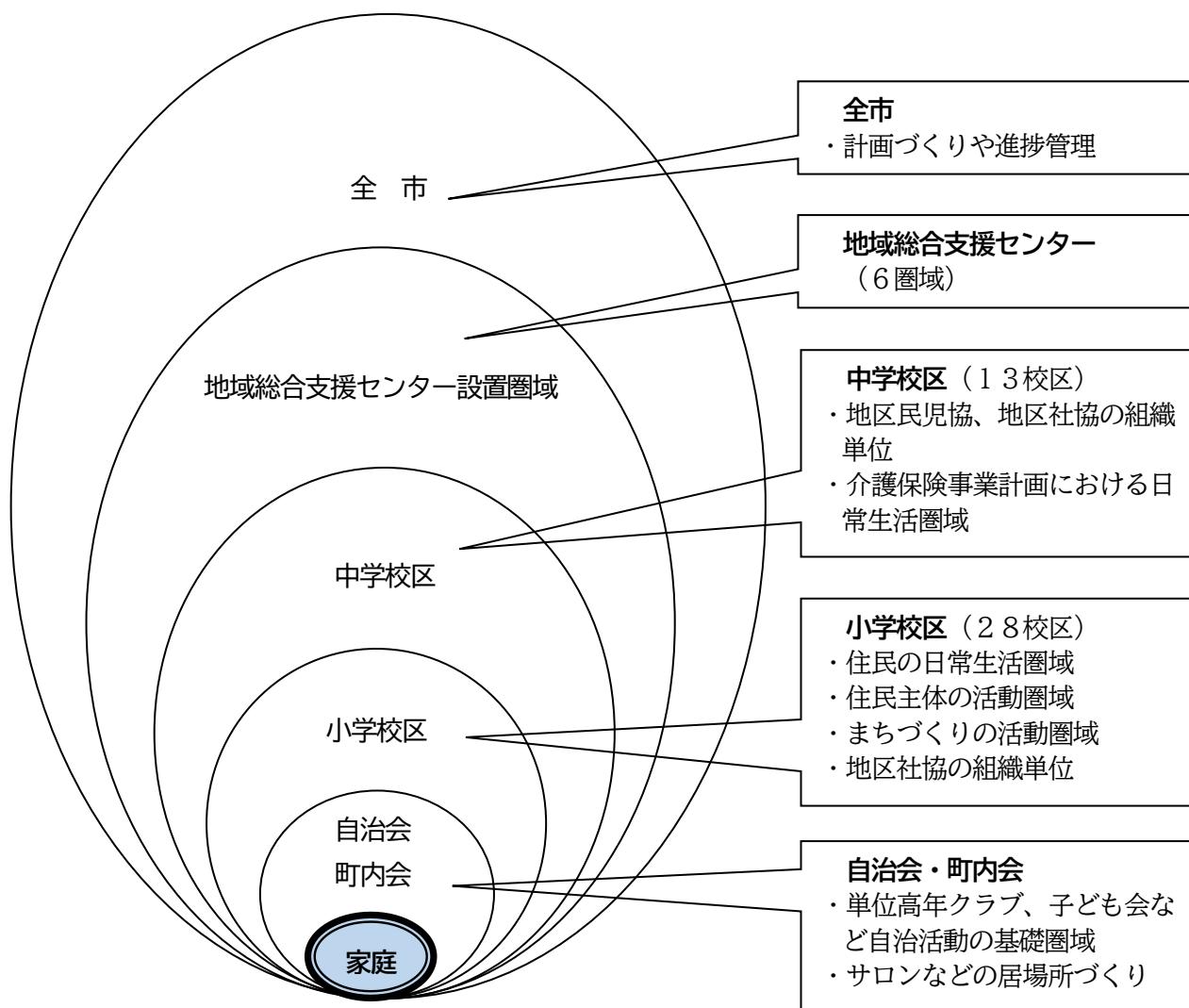


図 圏域の考え方

第4章 施策展開

基本目標1 笑顔があふれ安心できる地域づくりの推進

施策1	情報の提供・発信と意識を高める場・機会の充実
-----	------------------------

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。様々な状況の方にわかりやすく情報を提供するため、多様な媒体や機会を通じて発信するように取り組むとともに、デジタルディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めます。

また、市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①情報の提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。● SNSやスマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、多様で効果的な情報提供に取り組みます。● 広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」など、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。
②意識を高める場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none">● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。

- 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。
- 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。
- 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。

施策2

障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、余暇の充実、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいづくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生きがいづくりの促進	<ul style="list-style-type: none">● 障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。● インクルーシブ条例に基づき、市民、事業者及び関係機関と連携し、障害理解を促進します。● 活動成果の発表と交流の場である、障害者のスポーツ大会等への参加を支援します。● 障害者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めます。● 障害の有無に関わらず、余暇活動を楽しむことができる環境整備に努めます。● 障害者の社会参加の支援を図ることを目的とした障害者優待乗車券の交付を実施し、障害者の生きがいづくりを促進します。● 敬老優待乗車券の交付、高年クラブ活動の支援、学習・教養活動や健康増進活動の機会の提供を行います。● コミュニティ・センターや高齢者学習の場であるあかねカレッジにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。
②就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労

	<p>支援を充実させ一般就労への移行を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。
③介護予防の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が地域においていきいきと自分らしく、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、健康な状態から要介護状態に至るまでの中間的な段階である「フレイル（虚弱）」に陥ることを防ぐ、フレイル予防の取り組みを推進します。

施策3 みんなで支え合える子育て支援の推進

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①子ども家庭支援・社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none">明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。明石市社会的養育推進計画（令和6年度改定）において、「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」を推進していくことを掲げています。特に、「あかし里親 100%プロジェクト」として、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親等委託率 100%」の早期実現を目指し、重点的に取り組みます。また、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向け、里親家庭の数の確保や、養育力の向上のほか、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。

<p>②寄り添う支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るために、幅広い層へ事業を周知し、会員増と活動件数の増加に取り組みます。 ● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。 ● 離婚時の養育費・親子交流の取決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。 ● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。
-------------------	---

施策4 認知症の人や家族等への支援の充実

2023年（令和5年）6月16日に公布された認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症になっても誰もが安心して暮らすことができ、社会の一員として活躍できるまちづくりの実現に向けて、引き続き「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づく認知症施策の充実を図るとともに、総合的に施策を推進します。

そのために、認知症基本法に示された「新しい認知症観」に基づき、認知症の人やその家族等のつながりを深めつつ、自らの思いを発信する機会の拡大を図ります。また、認知症の人やその家族の意向を尊重し、関係機関等とも連携しながら、まちのみんなで認知症を理解し、支え合う取組を推進します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。
②介護予防の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">● （再掲）高齢者が地域においていきいきと自分らしく、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、健康な状態から要介護状態に至るまでの中間的な段階である「フレイル（虚弱）」に陥ることを防ぐ、フレイル予防の取り組みを推進します。

<p>③早期の気づき・早期支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。
<p>④権利擁護・在宅生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症による記銘力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。
<p>⑤若年性認知症支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。
<p>⑥介護保険サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。

施策5 生活困窮者への支援

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、居住支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生活困窮者自立支援法に基づく支援	● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、居住支援事業及び就労準備支援事業を一体的に実施します。
②地域ぐるみの生活困窮者支援	● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。

施策6	更生支援及び再犯防止の取組の推進 【地方再犯防止推進計画】
-----	--

平成28年（2016年）に再犯防止推進法が制定され、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されました。これに基づき、明石市では平成30年（2018年）に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例（明石市更生支援等条例）を制定しました。

明石市更生支援等条例や令和5年（2023年）に国により策定された第二次再犯防止推進計画を踏まえて、今後は地域による包摂を推進するための取組や保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組、再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組を実施することで、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与していきます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①円滑な社会復帰を促進して、安全・安心なまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者との面談を通じて情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。 ● 関係機関と連携しながら、支援対象者に対して就労の相談・助言等や住居の確保等の支援を行います。
②関係機関によるネットワークの構築（地域による包摂を推進するための取組）	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。 ● 再犯防止にかかる取組を協議する「社会を明るくする運動」推進委員会について、より多様な意見を取組に反映させるため、新たな関係機関へ参加を呼び掛け、体制の強化を図ります。
③継続的支援のコーディネート（保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組）	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見支援センターや基幹相談支援センター、地域総合支援センターと緊密に連携し、関係機関との調整を図ることで事業担当を側面支援とともに支援対象者の個々の事情や特性を踏まえた支援を行います。
④市民への理解の促進（再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会を明るくする運動」において広報や啓発活動によって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。 ● 保護司や更生保護女性会などと連携・協力して、更生保護に関する活動を支援します。

基本目標2 みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進

施策1 担い手の発掘と育成

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①若年層に対する人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none">若年層に地域福祉に关心を持つもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成を目的とした明石商業高等学校福祉科へ入学を希望する生徒の確保に取り組むとともに、市内の福祉施設や地域団体、小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指します。
②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備	<ul style="list-style-type: none">地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。
③元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none">(再掲) コミュニティ・センターや高齢者学習の場であるあかねカレッジにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。
④多世代での福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none">コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。

施策2

みんなの居場所づくりの充実

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①みんなの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none">● 住民に身近な地域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」をはじめとして、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り添える多様な居場所づくり、地域で支援を必要とする人が相談しやすい体制づくりを進めます。● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「みんな農園事業」等）を推進します。● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、地域の気づきの拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。● 地域の親子が集い、遊びや体験学習などを通じて地域でつながりながら子どもの育成を図る、「こども夢文庫」「ぽかぽか親子ひろば」を継続実施していきます。● ふれあいの里については、健康体操や健康相談、フレイル予防事業など、高齢者の健康増進やレクリエーションの場を提供するとともに、子育て支援や全市民が参加できる事業を実施し、地域の共生型施設として多世代交流の場の取組を進めます。

施策3 活動の活性化に向けた支援の充実

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none">明石市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進に取り組みます。
②ボランティアの活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none">明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。オレンジサポートーやひなんサポートー等の見守り・地域支援活動を推進します。
③地域福祉活動の後方支援の充実	<ul style="list-style-type: none">地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、必要に応じて相談を受けながら、後方支援を行います。

施策4

地域住民のつながりの強化

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none">● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。● 地域福祉施策とまちづくり施策との連携を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成に向けて取り組みを強化します。● 自治会・町内会等に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の作成促進、ひなんサポート一研修の実施等により、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組みます。

施策5

防犯・防災活動の推進

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①防犯活動の推進	● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組みます。
②防災活動の推進	● (再掲)自治会・町内会等に避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の作成促進、ひなんサポーター研修の実施等により、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組みます。

基本目標3 地域共生社会を支える包括的な体制の強化

施策1	重層的支援体制の推進 【重層的支援体制整備事業実施計画】
------------	--

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に基づき、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

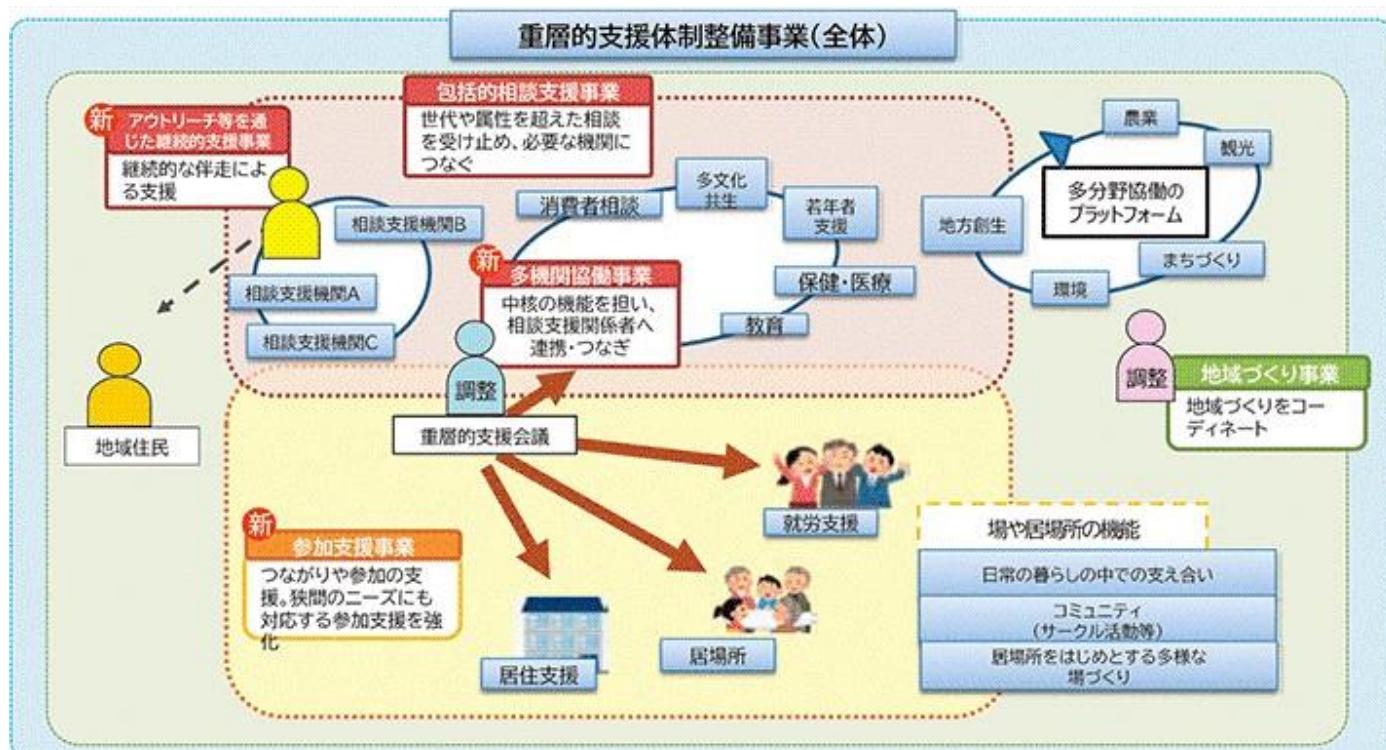
これまで取り組んできた、本人や世帯の属性に関わらず相談を受け止める包括的相談支援や、複合的な課題を抱える相談者に対する多機関協働によるチーム支援、必要な支援が届いていない相談者へのアウトリーチ等を通じた継続的な支援等について、引き続き関係機関と連携して実施します。

また、今後は相談支援体制の強化、早期発見・早期対応の仕組みの構築、支援に繋がる制度や居場所づくり、連携体制の確立についても取り組むことで、重層的支援体制のさらなる推進を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①複合化、複雑化した課題への取組	<ul style="list-style-type: none">● 相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、広く相談を受け止める包括的支援体制の推進、生活支援を担う様々な事業主体と連携しながら、支援体制の充実を図る地域づくり支援、複合化・複雑化した課題を抱えた個人や世帯に対し、関係性の構築や地域の社会資源とのコーディネートを行う多機関協働事業等について、引き続き取り組んでいきます。
②相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 研修等を通じて共通言語を増やすことで、市と明石市社会福祉協議会、各支援機関との連携・協力を深めるとともに、人材育成にも努めます。● 支援者の対応スキルの向上に取り組むことで、支援者の相談力・対応力の標準化を図ります。
③早期発見、早期対応の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none">● 対象者の早期発見・対応に資するため、対象者からの相談や地域からの情報を集約・一元化する仕組みづくりを進めます。● 支援を希望しない対象者について、状況が変化した場合に対応できるよう、対象者に関する各支援機関との情報共有や見守り等を行います。

<p>④支援に繋がる制度や居場所づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明石市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターをはじめ、各支援機関との協力・連携により地域の社会資源の開発に引き続き取り組みます。 サービスや制度、社会資源について、分野にとらわれず、民間の支援機関も含めて、市全域へ周知を図ります。
<p>⑤連携体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係支援機関による全庁的な取組が必要となることから、支援者同士が連携を深める機会を増やし、情報共有や相談、検討ができる関係性づくりを目指します。 多機関協働ネットワーク会議を定例化し、対話を重視したグループワーク等を通して事例紹介や意見交換を重ねることで、各支援機関の連携を図るとともに、職域の相互理解を進めていきます。



出典：厚生労働省ホームページ掲載資料より

施策2**地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実**

高齢者や障害者、こども・生活困窮者などの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①支援体制の確保	● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。
②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備	● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化	● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

施策3 困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待、LGBTQ+（性的マイノリティ）への偏見・差別など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①自殺対策の推進	● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進等により自殺対策の取組を行います。また、子ども・若者への支援充実のため、教育機関や子ども居場所事業者との連携を深めます。
②ひきこもり相談支援の推進	● 支援関係機関ネットワークの連携体制拡充や、支援者の資質向上を目的とした会議および研修会を開催します。また、地域農業者と連携した「農業体験」等の体験型支援策の拡充、ひきこもり居場所の開設・運営補助、ひきこもり支援の理解促進のための出前講座や図書館展示等を通して、地域および関係機関との連携を深め、当事者やその家族に対する重層的な支援の拡充と地域づくりを目指します。
③ヤングケアラーの支援	● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、府内関係部署や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。
④虐待防止及び早期発見・早期対応	● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援に

	<p>つなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。 ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。
<p>⑤認知症の人や生活困窮者等への地域での支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (再掲) 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。 ● (再掲) いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 ● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。 ● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。
<p>⑥LGBTQ+への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● LGBTQ+への偏見や差別、生きづらさを背景とした自殺念慮等の様々な困難の解消に向けて、地域の関係団体や府内で連携・協働を図りながら取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域の関係団体や府内での連携・協働 (2)専門相談窓口「明石にじいろ相談」の設置

- | | |
|--|--|
| | <p>(3)地域・学校・事業所等での性の多様性に関する研修・出前講座の実施</p> <p>(4)誰もが安心して働くことができる職場環境整備の促進のために「あかしソジトモ☆スターカンパニー制度」の活用</p> <p>(5)SOGIE（誰もが持つ性のあり方）を問わない家族としての届出証明「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の実施</p> |
|--|--|

施策4	権利擁護の取組の推進 【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】
-----	---

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護のさらなる推進を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①中核機関の機能の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市では、明石市後見支援センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、4つの機能のさらなる充実及び整備に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ①広報機能 成年後見制度や権利擁護事業に加え、終活に関する広報・啓発に取り組みます。 ②相談機能 後見支援・権利擁護に関する相談や成年後見制度利用に関する包括的支援、終活に関する相談支援を行います。 ③成年後見制度利用促進機能 後見・権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備、課題解決及び利用促進に向けた取組、後見人の受け皿確保にむけた支援体制の整備や法人後見業務の実施、市民後見人の養成に努めます。 ④後見人支援機能 市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応等の支援を進めていきます。
②地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援にかかる地域連携ネットワークへの効果的な実現に向け、引き続き3つの役割に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護支援が必要な人の発見・支援 明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センタ一等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期

	<p>対応による支援を行います。</p> <p>②早期の段階からの相談・対応体制の整備</p> <p>電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチ等により、早期に相談・対応可能な支援体制を整備します。</p> <p>③意思決定、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</p> <p>本人面談による判断能力の状況や成年後見制度利用の意向、本人の望む生活を確認することで、意思決定を重視した支援を行います。</p>
<p>③チーム・協議会による連携の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。 ● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整等、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら、後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。
<p>④成年後見制度の利用の促進及び市民後見人等の養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。 ● 市民後見人養成講座の修了者が市民後見人や権利擁護支援の担い手として活動できるよう、支援や体制整備を行います。

第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

基本目標1 笑顔があふれ安心できる地域づくりの推進

重点施策

施策3 みんなで支え合える子育て支援の推進

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

施策4 認知症の人や家族等への支援の充実

認知症の人や家族等が自らの思いを発信する機会の拡大を図り、その意向を尊重し、関係機関等とも連携しながら、まちのみんなで認知症を理解し、支え合う取組を推進します。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
里親家庭登録のある小学校区数	24 校区 (2024 年度)	28 校区 (2030 年度)
認知症サポーター（オレンジサポート）養成者数	26,123 人 (2024 年度未現在)	40,000 人 (2030 年度未現在)

基本目標2 みんなで支えみんながつながる地域づくりの推進

重点施策

施策2 みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

施策5 防犯・防災活動の推進

災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めています。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
こども食堂実施回数 ※今年度策定予定の（仮称）こども・若者計画の検討状況を踏まえて検討する	736 回 (2024 年度)	800 回 (2030 年度)
災害時要配慮者への個別避難計画数	339 件 (2024 年度)	1,500 件 (2030 年度)

基本目標3 地域共生社会を支える包括的な体制の強化

重点施策

施策1 重層的支援体制の推進

相談支援体制の強化、早期発見・早期対応の仕組みの構築、支援に繋がる制度や居場所づくり、連携体制の確立についても取り組むことで、重層的支援体制のさらなる推進を図ります。

施策2 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、必要な支援機関につなぎます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
地域総合支援センター相談件数	40,384 件 (2024 年度)	45,000 件 (2030 年度)
重層的支援会議の効果的運用 ※本指標は数値的に評価するものではなく、 毎年の開催状況、開催内容等、運用について精査し、効果的に実施できているか検証 するものです。	設置済	効果的運用 (2030 年度)
多機関協働ネットワーク会議の延べ参加者数	19 人 (2024 年度)	100 人 (2030 年度)
多機関連携強化に向けた研修回数 ※各支援機関の連携強化と人材育成のための 研修回数	0 回 (2024 年度)	4 回 (2030 年度)

第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

1 推進体制の構築

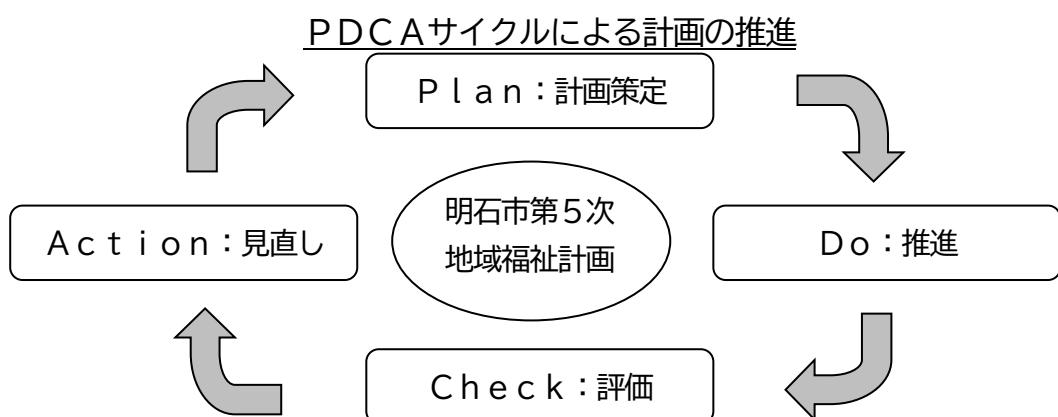
地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、府内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。

また、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって、本計画における事業や取組を推進していきます。

2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、府内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。



参考資料

1 計画策定の体制と経過

(1) 関連策定体制

① 明石市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者福祉に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (5) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員及び臨時委員（法第9条に規定する臨時委員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- 3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項に加え、第2条第4号から第6号までに掲げる事項を調査審議する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

② 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2025年(令和7年)11月現在

No.	団体名等	役職名等	委員氏名	備考
1	明石市連合まちづくり協議会	副会長	大野 美代子	
2	明石市民生児童委員協議会	副会長	坂 文子	
3		主任児童委員部会長	河田 久美	
4	明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜	
5	明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	四方 成之	
6	明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	飯塚 由美子	
7	明石市社会福祉法人連絡協議会	会長	多田 佳史	
8	明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭	
9	明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一	
10	明石市歯科医師会	理事	田中 秀幸	
11	兵庫県精神保健福祉士協会	会長代理	佃 正信	
12	明石市ボランティア連絡会	相談役	坂口 逸子	
13	西明石サポーティングファミリー	代表	松本 茂子	
14	明石市立小・養護学校長会	二見西小学校	山野井 昭雄	
15	明石市立中学校長会	魚住東中学校	松原 成宏	
16	明石市立幼稚園長会	大久保幼稚園	竹下 永子	
17	明石市立保育所長会	江井島保育所	野崎 美香	
18	神戸学院大学総合リハビリテーション学部	准教授	水上 然	委員長職務 代理者
19	関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭	
20	甲南女子大学人間科学部総合子ども学科	教授	伊藤 篤	委員長
21	甲南女子大学(小児科医)	名誉教授(小児科医)	稻垣 由子	
22	西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事	大上 律子	
23	精神科医	精神科医	藤林 武史	
24	浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣	
25	明石市社会福祉協議会	地域支援課長	山形 匠則	
26	こども財団	常務理事	永富 秀幸	
27	NPO法人 居場所	理事長	阪田 憲二郎	

(2) 計画策定の経過

※確定後、記載いたします。

2 用語説明

区分	用語	解説
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
	あかし健康プラン21	健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画、及び食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画であるとともに、国の「健康日本21（第3次）」にも即した計画。
	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	明石市基幹相談支援センターは地域における障害福祉に関する相談支援の中核的な機関。 明石市障害者虐待防止センターは障害のある方への虐待に関する通報や届け出を受け付ける窓口。
	明石市後見支援センター	認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行う機関。
	明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」	地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や児童の非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステム。要保護児童対策地域協議会。
	明石市社会的養育推進計画	こどもと家庭への養育支援から、里親等による代替養育までを対象とした社会的養育推進にかかる計画として2020年3月に策定した計画。児童福祉法の改正を踏まえ、本市における今後5年間の社会的養育の総合的な計画として、行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上をはかるため2025年3月に改定した。
	あかし障害福祉推進計画	障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害福祉計画・障害児福祉計画」の規定すべき内容を包含した計画です。
	あかねカレッジ	生涯学習センターと中学校区コミュニティ・センターなどで実施している60歳以上の市民を対象とした生涯学習事業。
	SDGs未来都市	SDGsの達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、国（内閣府）から選定されるもの。
	LGBTQ+	多様なSOGIEにおいて、次の言葉の頭文字を取った性的マイノリティの総称。Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人）、Questioning（クエスチョニング：自分のSOGIEについて分からず、迷っている、

あ行	LGBTQ+	決まっていない人)、+ (プラス: その他の性的マイノリティ。性自認が女性・男性のどちらかではないXジェンダーやノンバイナリー、他者に恋愛感情を持たないアロマンティックや性愛感情を持たないアセクシュアルなど)。
	オレンジスター	オレンジスター養成講座を通じて、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する人。
か行	協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る命の門番。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	高年クラブ	生きがいづくりや健康づくりのために、クラブ活動を通じて老後の生活を豊かにすることが目的の会員組織。おおむね60歳以上の人人が入会できる。
	高齢化率	総人口に占める65歳以上の人口の割合。
	高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画	老人福祉法と介護保険法に基づき策定するもので、高齢者いきいき福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして策定するとともに、本市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくもの。
	互助	相互に支え合っている点で共助と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、国が定める基本指針に即して市町村が定める、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画。
	こども夢文庫	こども基金を活用した、子どもたちや親子の居場所。図書館から遠い場所や、賑わいが必要な場所に設置して、図書の貸し出しや本の読み聞かせなどを行い、地域の子育てを支援している。
	こども・若者計画	こども基本法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者等の意見を反映して定める、こども施策を総合的に推進するための計画。

か行	個別避難計画	明石市避難行動要支援者名簿を活用し、ひとり一人の避難場所や避難方法等を決めておくもの。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。
	コミュニティ・センター	小学校区コミュニティ・センターは協働のまちづくりを進めるための拠点施設。中学校区コミュニティ・センターは生涯学習の拠点施設。
さ行	ジェンダー平等	性別による先入観や固定観念（例：「男は仕事」「女は家庭」）などによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別や偏見をなくすこと。
	自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、「自殺のない社会」の実現を目指すために、同法第13条第2項に定める市町村自殺対策計画として策定するもの。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法第109条に規定されており、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。
	シルバー人材センター	高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度。
	SOGIE	性的指向（好きになる性：Sexual Orientation）、性自認（自認する性：Gender Identity）、性表現（表現する性：Gender Expression）の頭文字を並べた、誰もが持っている性の構成要素を表す言葉であり、性の多様性を表している。SOGIEに

さ行		おけるマイノリティのことを LGBTQ+と呼んでいる。
た行	第1号被保険者	65歳以上の介護保険制度の被保険者のこと。介護保険料は市町村ごとに設定され、個別に市町村に納める。
	地域共生社会	「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。
	地区社会福祉協議会	地域住民による福祉活動を行う自主組織。法的な位置づけはないが、住民が抱える様々な福祉課題に対する支援を行うため、地区社協と自治会、高年クラブ、子ども会など地域の各種団体が連携して地域福祉活動の推進を図っている。
	長期総合計画	地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。
な行	認知症	脳の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。
は行	ひきこもり	ひきこもりは、おおむね6か月以上、様々な原因の結果として、社会的参加（例えば、学校に行く、仕事をする、友人と遊ぶこと）を回避し、家庭内にとどまり続け、家庭以外の親しい人間関係がない状態。
	ひとり暮らし高齢者台帳	市内在住の70歳以上のひとり暮らしの高齢者を台帳登録し、福祉の向上や安否確認・緊急時の対応等、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守り体制づくりを目的とする台帳。
	避難行動要支援者台帳	ひとり暮らし高齢者台帳の登録者、市内在住の介護保険の要介護4・5認定者・重度障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）・その他、災害時に支援が必要と市長が認める方など、災害時にひとりで避難することができないおそれのある避難行動要支援者を台帳登録し、災害時に迅速かつ的確に地域で援助が受けることができる体制づくりを目的とする台帳。

は行	避難行動要支援者名簿	要配慮者のうち、災害が発生、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をあらかじめ登録したもの。災害対策法に基づき市町村に作成が義務付けられており、平時の見守り活動や災害時の安否確認等に活用されるもの。
	保護司	法務大臣から委嘱され、民間ボランティアの立場で、国家公務員である保護観察官と協力して、対象となる人と定期的に面接を行い、社会での約束ごとを守るよう指導する。また、生活上の助言や就労の相談などの手助けを行ったり、犯罪の未然防止のために街頭啓発活動など、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りを地域で支えている。
	ボランティア	一般に自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献すること。自発性（自由な意志で行うこと）、社会性（公正に相手を尊重できること）といった原則があり、有償・無償のボランティアがある。
	ボランティア連絡会	明石市内を拠点に活動している、ボランティアグループで構成されたボランティア組織。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
や行	要支援・要介護	介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護状態の区分のこと。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。

明石市第5次地域福祉計画
2026年（令和8年）3月予定

編集・発行／明石市 福祉局 福祉政策室 福祉総務課
電話：(078)918-5168
FAX：(078)918-5051
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
